

令和3年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年6月24日から令和3年7月2日まで第2回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年6月24日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴 木 茂 雄	会 計 管 理 者	五 十 嵐 吉 雄
総 務 課 長	板 橋 正 良	政 策 財 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
生 活 課 長	新 井 田 英	建 設 課 長	古 川 一 夫
産 業 課 長	宇 内 勝 良	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

なお、各新聞社より、写真撮影の申し出があり、会津坂下町議会傍聴規則第8条の規定により、これを特に許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、1番、目黒克博君、2番、蓮沼文明君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日6月24日から7月2日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月24日から7月2日までの9日間と決定いたしました。

◎永年勤続功労者表彰

◎議長（水野孝一君）

日程第3、永年勤続功労者表彰を行います。

この表彰は、会津坂下町議会議員の表彰等の等に関する規定に基づくもので、議員在職満21年達した議員に対して表彰するものであります。永年継続功労者、五十嵐一夫君。

前にお進み願います。

（議長席前で表彰）

◎議長（水野孝一君）

表彰状五十嵐一夫殿あなたは会津坂下町議会議員として 21 年の長きにわたり職務に精励され町政進展に大きく貢献されましたのでよってここに多年の功績をたたえ肖像画を贈るとともにこれを掲額して表彰いたします令和 3 年 6 月 24 日会津坂下町議会おめでとうございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

ありがとうございます。

(拍手)

◎議長（水野孝一君）

町長より、祝辞の申し出がありますので、許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長(古川庄平君)(登壇)

ただいま、五十嵐一夫議員が永年勤続功労者表彰を受賞されましたことに対し、心よりお慶び申し上げますとともに、一言お祝いを申し上げます。

議員におかれましては、会津坂下町議会議員在職 21 年に及びここに掲額議員として、晴の表彰をお受けになられましたことに対し、町民とともに心よりお喜びを申し上げ、永年のご努力と御活躍に深く敬意と感謝を表する次第であります。

議員におかれましては、平成 12 年、政治に志を立て、多くの方々の衆望を担って、議会議員に初当選されました。

以来、現在まで、実に 6 回の当選を飾り、21 年の長きにわたり、豊かな経験と、択一した政治手腕をもって会津坂下町町政の枢機に参画され、町政のたゆみない歩みを力強く導いてこられました。

その間、総務常任委員会副委員長振出しに会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員、文教厚生常任委員会委員長。会津若松地方水道用水供給企業団議会議員、総務常任委員会委員長。行財政改革検討特別委員会委員長などの要職を務められ、平成 24 年から平成 26 年には、会津坂下町議会副議長歴任されるなど、すぐれた識見と自治愛する情熱を持って、地域住民の福祉の増進のために御尽力され、町政の推進に偉大なる功績を立てられました。

議員の活躍は、一般質問の登壇回数にも見られますように、町民等しく賞賛しているところであり、同じ地方行政に関わる者として、誠に敬服をいたしているところであります。

また、常に志を高く持ち、変わらない信念を持って、議会議員活動されておりますお

姿には、心から敬意を表する次第であります。

この際に申し上げたいことは、ご家族、ご親族はもちろんのこと、支持者並び地元有権者各位の議員に対する信頼の堅さ、深さであります。議員が21年もの永きにわたり、議会人として存分の活躍に専念せられた所以もそこにあり、ご人徳によるものだと考えております。誠にめでとうございます。

最後になりますが、議員におかれましては、ますますご自愛のうえ、地方自治の育成と町政の進展、町民の福祉増進のため、一層のご活躍とご指導を賜りますよう、切にお願い申し上げます、お祝いの言葉といたします。

(拍手)

◎議長（水野孝一君）

続いて、13番、青木美喜子君より、議員を代表して祝辞の申し出がありますので許可いたします。

◎13番（青木美貴子君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、青木美貴子君。

◎13番（青木美貴子君）（登壇）

五十嵐一夫君、本日ここに永年勤続功労者表彰を受けられご荣誉に心からお祝い申し上げます。

あなたは町民の熱望と信頼を一身に集められました。町議会の先輩として、円満なるご人格と熱意あふれるご手腕、ご見識をもって、町政の発展に終始一貫して、ご努力を賜り、地方自治の発展と町民福祉の増進に多大な貢献をされました。

人格信望ともに高く、町議会の重鎮として、私ども議員はもとより、広く一般町民の敬愛するところであり、わが町としても、誠に力強く、今後、期待するところ極めて大きいものがございます。

どうか、ますますご自愛の上、町政進展のため、さらなるご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、先輩議員として、我々議員に対するご指導を賜りますようお願い申し上げます、町議会議員を代表して、お祝いの言葉といたします。

令和3年6月24日、会津坂下町議会議員代表、青木美貴子。

本日はおめでとうございます。

(拍手)

◎議長（水野孝一君）

次に、被表彰者、五十嵐一夫君より、謝辞の申出がありますので許可いたします。受賞に際し、謝辞を申し上げます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長 (水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)(登壇)

受賞に際し謝辞を申し上げます。

ただいまは、私の議員在職 21 年を超えたことにより、永年勤続功労者として、会津坂下町議会より、表彰を受けましたことは、私の議員活動及び生涯において、この上ない喜びであります。

6 月議会冒頭、議場において、貴重なお時間をいただき、新町長、古川庄平様の議会初仕事として祝辞を賜りました。

本日、栄えある表彰をいただきましたことに感謝申し上げます。

私が議員活動を長きにわたって活動できましたのは、ひとえに町民の皆様のご支援、諸先輩議員のご指導、現職議員との互助、町執行部のご理解をいただいたおかげであります。受賞の喜びをかみしめ、これからも議員職を汚さぬよう精進し、議員活動を継続してまいります。

町議員としての務めを果たすべく、一議員として、地方議会の根幹であります、二元代表制の堅持、公正なる町執行を見守ってまいる所存です。

受賞にあたっての謝辞といたします。

受賞者、五十嵐一夫。

本日はありがとうございます。

(拍手)

◎議長 (水野孝一君)

これをもって表彰を終わります。

◎諸報告について

◎議長 (水野孝一君)

日程第 4、諸報告についてであります。議長より報告 9 件を提出いたします。

まず、町長から報告 7 件の提出がありました。

議長報告第 5 号「株式会社 会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」、議長報告第 6 号「株式会社 湯川会津坂下経営状況の報告について」、議長報告第 7 号「私債権の放棄の報告について」、議長報告第 8 号「私債権の放棄の報告について」、議長報告第 9 号「繰越明許費繰越計算書について(会津坂下町一般会計予算)」、議長報告第 10 号「繰越明許費繰越計算書について(会津坂下町下水道事業特別会計予算)」、議長報告第 11 号「繰越明許費繰越計算書について(会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算)」、であります。

朗読を省略して、順次、内容の説明を求めます。
議長報告第5号から第6号について、説明願います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

私からはまずはじめに、議長報告第5号、町長報告第3号「株式会社津ばんげ公共サービス経営状況の報告」について、ご説明申し上げます。

令和3年度、株式会社津ばんげ公共サービスの経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

資料、第29期株式会社津ばんげ公共サービス、事業計画書及び収支予算書の1ページをご覧ください。

第29期事業計画、1の基本計画としまして、令和3年度は、指定管理制度の第4期の最終年度であり、平成31年4月より「糸桜里の湯ばんげ」において営業時間の短縮、同年6月より「糸桜里の湯ばんげ」の入館料金の値上げが行われました。集客や収益の確保が厳しい中、新型コロナウイルスの感染拡大により、さらなる営業時間の短縮と臨時休館がなされ一段と厳しい経営状況となっております。社員総力で知恵を出し合い、創意工夫をもって集客・収益に努めてまいります。

次に、各施設の管理運営についてであります、「糸桜里の湯ばんげ」においては、安全・安心を最優先し衛生管理に努め、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいります。

「農村環境改善センター」においては、糸桜里の湯ばんげと連携し、利用団体への積極的な働きかけを行い、利用促進に努めてまいります。

「町営スキー場及びスキー場周辺施設」においては、開放感あふれる立地を活かし、利用促進に努めてまいります。

2・3ページをご覧ください。

2の実施計画であります。重点的なものとして、1、施設の管理及び運営。2、営業の強化。3、収益事業の強化。4、効率的経営の4項目について、その具体的な取組内容を記載してございます。

4・5・6ページをご覧ください。

指定管理施設別及び委託管理施設別の自主事業計画書であります。各施設の月別事業内容を記載しておりますのでご覧いただきたいというふうに思います。

7ページをご覧ください。

収支予算書であります、詳細は8・9ページの「収支予算明細書」よりご説明いたします。

まず8ページの1、収入の部であります。本年度予算額は、1の事業収入が、1億6,817万3千円、2の事業外収入が30万3千円で、当期収入合計は、1億6,847万6千円となり、これに前期繰越収支差額569万9千円を加え、1億7,944万5千円といたしました。前年度予算額との比較は、新型コロナウイルス感染症の影響による入館者の減と、利益剰余金の減により、2,943万円の減額となっております。

2の支出の部であります。⑴の商品仕入れ等2,173万1千円と、⑵管理費1億2,064万7千円、9ページをご覧ください。合計で当期支出合計は、1億6,760万2千円となり、当期収入合計から差し引きますと、当期の収支の差額は87万4千円となり、次期繰越収支差額としましては684万3千円となるものでございます。

10ページをご覧ください。

10ページは、指定管理料の施設ごとの、当初予算額と前年度との比較表であります。

11ページは、委託施設2施設について、前年度当初委託額と、今年度当初委託額の比較でございます。

12ページをご覧ください。

予定貸借対照表であります。資産の部及び負債の部、純資産の部は、それぞれ記載のとおりでございます。

13ページの「予定損益計算書」であります。これは収支予算書の内容と同じであります。なお、当期純利益は87万4千円、繰越利益剰余金は684万3千円と見込んでおります。

以上、報告といたします。

続きまして、議長報告第6号、町長報告第4号「株式会社 湯川会津坂下経営状況の報告」について、ご説明申し上げます。

令和3年度、株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおりご報告申し上げます。

資料の「第9期株式会社湯川会津坂下事業計画書」の1ページをご覧ください。

1の運営管理基本方針につきましては、前期までの課題の改善に努めるとともに、施設の設置目的に沿って6項目の方針を立てました。

(1)としまして、公共性を有する施設として、利便性と快適なサービスに努め、安心・安全で快適な管理運営を行います。

(2)としまして、会津坂下町・湯川村の地域振興を図るとともに、経済効果を高める運営に努めてまいります。

(3)としまして、顧客満足度の向上に努めてまいります。

(4)農産物出荷者、物産納品業者との信頼関係を深めてまいります。

(5)福島県、「道の駅」連絡会、東北「道の駅」連絡会、全国「道の駅」連絡会との連携強化を図ってまいります。

(6)経常利益の最大化を追求することで、安定した道の駅経営を目指してまいります。

この運営管理基本方針のもと、2の管理運営施策の6項目に取り組んでまいります。

3の数値目標としましては、売上目標を5億5,458万6千円とし、第8期と比較して7%

増と見込みました。仕入原価は3億8,537万1千円、一般管理費は1億6,215万6千円とし、税引き営業利益は943万円といたしました。

2ページをご覧ください。

4の今年度の主な取り組みとして、広報・オンラインビジネスの強化、道の駅間の交流によるイベント企画、物産取引業者協議会の運営、新人事考課制度の運用、大川喜多方サイクリングロードのPR強化を行ってまいります。

5の農産マーケット・あいづ物産館につきましては、会津坂下町・湯川村の地域振興施設として、地場製品の積極的な販売や情報発信に努めるとともに、魅力ある店舗づくりを行います。農産マーケットにおきましては①から⑥、あいづ物産館では①から④に取り組んでまいります。

6の農家レストランくうべえるにつきましては、季節ごとに新メニューの提供を試み、さらにテイクアウト商品や総菜等での売り上げ拡大を目指し、下記の(1)から3ページの(6)に努めてまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。

8、イベントにつきましては、会津坂下町・湯川村主催のイベントに積極的に協賛し、両町村と道の駅あいづの知名度アップにつなげてまいります。なお開催にあたってはコロナウイルス対策を徹底し感染防止に努めてまいります。

9の宣伝広告につきましては、タイムリーな情報を提供する工夫を凝らし、多くのお客様が関心を持てるようテレビ・ラジオ・新聞やSNSを有効に活用してまいります。具体的には、(1)から(4)に取り組んでまいります。

10の営業展開につきましては、道の駅あいづの魅力を発信し、仏都会津、会津三十三観音めぐりを中心とした立ち寄りの昼食営業を実施してまいります。

5ページをご覧ください。

11、指定管理業務並びに12、その他につきましては、後ほどご確認をお願いします。最後に、6ページをご覧ください。

令和3年度予算につきましては、売上が5億5,458万6千円、仕入原価が3億8,531万7千円、粗利が1億6,926万9千円に対し、一般管理費が1億6,215万6千円、経常利益が943万円の予算が計上されております。

今後も新型コロナウイルス感染防止を優先しながら、地域振興施設としての役割の強化と営業収益の向上を目指し、各種事業を展開してまいります。

以上、報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第7号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

おはようございます。

議長報告第7号、町長報告第5号「私債権の放棄の報告について」ご説明申し上げます。

会津坂下町私債権管理条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり水道使用料に係る私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次ページの別紙1私債権放棄調書をお開きください。

まず、私債権放棄の対象となった債務者は1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった水道使用料の内訳であります。平成20年度から平成21年度までの5件、1万100円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和3年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。まず、令和2年11月2日に債務者宛に催告書を発送しております。令和2年11月4日日本より、10年以上経過した水道使用料について時効援用の申し出があり、令和2年11月19日に郵送で時効援用通知書が提出されました。このことから、民法第173条に定めるところによる時効が完成したため、債権放棄したものであります。

次のページの別紙2私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった水道使用料の内訳であります。令和元年度の1件、2,120円あります。

3、私債権放棄の期日については、令和3年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は死亡しております。被相続人に婚姻歴はなく子どももおりません。また、相続人も死亡しております。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの別紙3私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった水道使用料の内訳であります。平成30年度から令和元年度の計13件、2万7,040円あります。

3、私債権放棄の期日については、令和3年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は死亡しております。被相続人に婚姻歴はなく子どももおりません。また、相続人も死亡しております。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

次に、議長報告第8号について説明願います。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

おはようございます。

それでは、議長報告第8号、町長報告第6号「私債権の放棄の報告について」ご説明申し上げます。

会津坂下町私債権管理条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり学校給食費に係る私債権を放棄したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次ページの別紙1私債権放棄調書をお開きください。

まず、私債権放棄の対象となった債務者は1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります。平成14年度の1万1,650円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和3年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄対象となった債務者は、児童の祖母であり、本来の債務者である両親ではありません。また、所得についても非課税世帯であり、資力不足が顕著であることが認められます。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの別紙2私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります。平成15年度から平成17年度の10万5,850円あります。

3、私債権放棄の期日については、令和3年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は著しい生活困窮状態により、県外で生活保護の適用を受けており、資力の回復が困難であると認められます。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの別紙3私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は1に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります。平成17年度から平成18年度の2万3,500円あります。

3、私債権放棄の期日については、令和3年3月31日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は、転出により連絡不能となり、行方不明状態となっております。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの 別紙 4 私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は 1 に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります。平成 18 年度及び、平成 21 年度から平成 23 年度の 16 万 4,050 円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和 3 年 3 月 31 日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は死亡しており、債務履行者不在と認められます。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの 別紙 5 私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は 1 に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります。平成 18 年度の 7,180 円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和 3 年 3 月 31 日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は要介護状態で、所得についても非課税世帯のため、資力不足が顕著であると認められます。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの別紙 6 私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は 1 に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります。平成 19 年度から平成 21 年度の 18 万 9,300 円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和 3 年 3 月 31 日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は、転出により連絡不能となり、行方不明状態となっております。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの別紙 7 私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は 1 に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります。平成 21 年度の 7 万 9,100 円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和 3 年 3 月 31 日であります。

4、私債権放棄の理由であります。放棄の対象となった債務者は、転出により連絡不能となり、行方不明状態となっております。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

次ページの別紙 8 私債権放棄調書をお開きください。

次に、私債権放棄の対象となった債務者は 1 に記載の者であります。

2、私債権放棄の対象となった学校給食費の内訳であります、平成 22 年度の 1 万 7,176 円であります。

3、私債権放棄の期日については、令和 3 年 3 月 31 日であります。

4、私債権放棄の理由であります、放棄の対象となった債務者は、連絡不能であり行方不明状態となっております。

このことから、当該私債権につきましては回収見込みがないため債権放棄したものであります。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第 9 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長報告第 9 号、町長報告第 7 号「令和 2 年度一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。繰り越す事業は 12 件であり、繰越額の総額は 3 億 1,867 万円であります。

2 款 1 項「地域コミュニティセンター運営事業」の 407 万円は、川西コミュニティセンターグラウンドの整備工事で、地区との協議不足の時間を要し、本年度に繰り越したものでございます。

次の「JR 坂下駅公衆トイレ整備事業」1,969 万 4 千円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、JR との協議に時間を要し、本年度に繰り越したものでございます。

次の「テレワークセンター整備事業」1 億 870 万 9 千円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、建設の標準工期から本年度に繰り越したものでございます。

次の「立木観音公衆トイレ整備事業」1,612 万 9 千円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、恵隆寺との協議に不測の時間を要したため、本年度に繰り越したものであります。

続きまして、3 項「戸籍総合システム更改事業」649 万円は、法改正に伴う戸籍情報及び戸籍附票システムの改修で、国から仕様の提示が遅れたため、本年度に繰り越したものでございます。

4 款 2 項「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」6,533 万 9 千円は、国の第 3 次補正予算によるもので、接種完了までは時間を要することから、本年度に繰り越したものであります。

6 款 1 項「農村地域防災減災事業」321 万 8 千円は、柏原ため池の下流域への耐震調査

で、補助交付決定が1月であったため、本年度に繰り越したものでございます。

2項「ふくしま森林再生事業」4,647万3千円は、若宮地区の森林整備で、地権者からの同意を得るのに不測の時間を要し、本年度に繰り越したものであります。

8款2項「橋梁整備事業」3,289万円は、橋梁の定期点検及び長井橋の改修工事で、農繁期を避けての施工、また河川の占用許可に不測の日数を要したため、本年度に繰り越したものでございます。

4項「坂下東第一土地区画整理事業（一般会計繰出）」43万円につきましては、建物等調査算定業務で、国の第3次補正予算に対応し予算化が3月となったことから、本年度に繰り越したものでございます。

「公共下水道事業（一般会計繰出）」522万8千円は、管渠工事で想定外の地下水により施工能力が低下し、本年度に繰り越したものでございます。

11款1項「農業施設災害復旧業務」1,000万円は、白子沢ため池の復旧工事で、災害査定が11月に行われたため、本年度に繰り越したものでございます。

以上説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、議長報告第10号及び第11号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議長報告第10号、町長報告第8号「繰越明許費繰越計算書」についてご説明申し上げます。

令和2年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙、計算書をご覧ください。令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款「下水道事業費」、3項「下水道建設費」、事業名は、「公共下水道事業」であり、繰越予算額8,636万8千円であります。

財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、「国庫支出金」3,474万円、「地方債」4,640万円であり、「一般財源」として、522万8千円であります。

事業内容につきましては、町道安兵衛通り線外及び町道北裏通り線の管渠工事並びに、下水道工事に起因する水道管移設補償費で、8,636万8千円の繰り越しであります。

繰り越しの理由といたしましては、既存埋設管位置による計画変更、土質による施工能率の低下により、年度内に事業が完了できなかったものであります。また、物件移転補償につきましてもこれらの工事を繰り越したことにより、同じく完了できなかったものであります。本年3月議会におきまして、令和2年度会津坂下町下水道事業特別会計

補正予算（第5号）で議決いただきましたものでありまして、令和2年度中の支出ができなかったことにより繰り越したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議長報告第11号、町長報告第9号「繰越明許費繰越計算書」について、ご説明申し上げます。

令和2年度繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

別紙、計算書をご覧ください。令和2年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

1款「事業費」、1項「坂下東第一地区事業費」、事業名は、「坂下東第一地区土地区画整理事業」であり、繰越予算額1,898万円であります。

財源内訳でございますが、未収入特定財源としまして、「国県支出金」975万円、「地方債」880万円であり、「一般財源」として、43万円であります。

事業内容につきましては、建物等調査算定業務委託であり、1,898万円の繰り越しであります。

繰越の理由といたしまして、国の3次補正予算に伴い、本年3月議会におきまして、令和2年度坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）で議決いただきましたものでありまして、令和2年度中の支出ができなかったことにより繰り越したものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

次に、議長報告第12号、例月出納検査の結果報告について、及び議長報告第13号、諸般の報告（第2号）についてであります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

◎町長施政方針

◎議長（水野孝一君）

日程第5、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれま

しては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。
定例会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

前齋藤文英町長の任期満了に伴い、6月6日に執行されました会津坂下町長選挙に立候補させていただき、このたび町長に就任し、町政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。町民を代表する町議会議員の皆様にごあいさつできることを光栄と存じております。

私は、町議会議員を5期20年務めさせていただき、町政運営やその課題についても関わってまいりました。私にとりましては約1年3ヵ月ぶりの議会であり、議員から町長へとその役割は変わりましたが、「大好きな会津坂下町のために」という思いは、いかなる立場においても変わるものではありません。

現在、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、患者を何とか救うため、力を尽くされている医療従事者の皆様、細心の注意を払い高齢者と向き合う介護関係者の皆様、全ての関係者の方々に、あらためて深く感謝申し上げます。

5月には福島県内におきましても、感染者が急増した結果、福島県知事より非常事態宣言が発出され、飲食店の時短営業、不要不急の外出の自粛など、私たちの生活に様々な制約が課されました。町民の皆様の感染防止対策のご協力により、感染者は減少傾向となり、6月には非常事態を脱することができました。しかしながら、全国的には大都市を中心に、まん延防止等重点措置が発令されており、飲食業や観光業を中心とした企業の経営状況の悪化、医療体制の危機的状況など、私たちを取り巻く様々な分野において、困難な状況がまだしばらく続くものと考えております。

このような中、一筋の光明といたしまして、国民に対するワクチン接種が急ピッチで進められており、国や地方自治体、また企業や医療従事者の方々の献身的な取り組みによりまして、接種完了者も順調に増加しております。このまま推移し感染症拡大傾向に歯止めがかかり、終息に向けて少しずつ前進していくよう願っております。

このように予測が困難な状況においても、地方自治体は、自らの判断と責任で、主体的な行財政運営を行ない、住民の命と暮らしを守るとともに、特色あるまちづくりを進めていくことが求められています。

私が町長選挙への立候補を決意し、町政を進めるうえで「新しいまちづくりの推進」、「人づくり・少子化対策支援」、「産業のさらなる振興」、「健康づくり」を公約にあげました。

まずはじめに、この公約を第六代会津坂下町振興計画の中で推進してまいります、その基本的な考え方を申し上げます。

私は、「変える勇気！繋ぐ次世代へ！」をスローガンに町長選挙に立候補いたしました。次の時代を担う若い人たちがまちづくりの主役であるべきであり、若い世代が活躍できる会津坂下町を目指してまいります。

私が目指すまちづくりの四つの大きな柱として、一つ目に「新しいまちづくりの推進」であります。次の時代を担う若い人たちがまちづくりの主役であり、若い世代が活躍できる仕組みを構築してまいります。また、まちづくりには町民の方々の協力が不可欠で

あります。各地域で活動いただいている地域づくり協議会の皆様方には、特に地域と集落、そして住民の方々を結び、活躍されております。その活動をさらに充実したものとなるよう地域づくり協議会に対する支援を強化してまいります。

また、まちづくりの担い手である町民の皆様、また次の世代の主役である若者と行政の距離を縮めるため、地区ごとに町政懇談会を開催し、町民皆様との対話の場を設けてまいります。

また、近年は自然災害が多発しており、かつ甚大化しております。町民皆様の生命財産を守るためにも、地域づくり協議会を主体とした防災訓練の実施や、町の災害対応体制の再点検を行い、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

二つ目に「ひとづくり・少子化対策支援」であります。未来を担う子どもたちが健やかに成長し、温かい心を持つ人格が形成できるよう教育の充実を進めてまいります。

また、食を通して郷土愛が深められるよう、学校給食における地産地消をさらに推進します。

子育て支援としては、国で検討を進めている不妊治療の保険適用に合わせ、誕生から子どもの成長とともに、その段階に応じた適切な支援を実施してまいります。

三つ目に「産業のさらなる振興」であります。私たちが生活を営むうえで生業がなければ成り立ちません。本町の魅力を活かした産業振興が重要であるため、基幹産業である農業の持続性確保に向けては、国や県の制度を有効活用し経営規模を拡大する農業者を支援するとともに、中小の家族経営の農業者などについても、地域農業を担う人材として位置付け支援してまいります。

また、ベンチャー企業も含めた企業の誘致に取り組んでまいります。コロナ禍によるワークスタイルの変化に合わせ、会津坂下町の資源を活用した若者の起業支援にも力を入れてまいります。また、既存地元企業への支援や連携を強化し、新たな雇用の創出と所得の向上を図ってまいります。

四つ目に「健康づくり」であります。町民皆様が住み慣れた地域で暮らし続けていただけるためにも、心身の健康は何よりも大切であります。町民皆様が生涯スポーツに親しめるよう、ハード、ソフト両面での環境整備を推進し、併せてわが町の強みであります醸造業や発酵食品を活用した会津坂下町ならではの健康づくりについて調査研究してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、町民皆様からの様々な相談に対応できるよう窓口機能の充実を図り、生活の安全・安心を確保するとともに、ワクチン接種の速やかな完了に向けて医療機関との連携を深めてまいります。

これらの公約を実現させるためには、その基盤として財政の健全化が重要となります。行政運営に係るコスト削減と効率化を加速させ、健全化の早期実現を目指してまいります。

新庁舎建設につきましては、コスト縮減に向け、建設手法の再検討をすすめ、早期に着手できるよう取り組んでまいります。

町民の行政に対する信頼を高め、この先行き不透明な状況を乗り越え、当町に山積す

る課題を一つ一つ解決しながら、町政を前に進めてまいります。

それらの推進にあたる職員におきましても、新たなことへの挑戦であります。それを恐れず果敢に挑戦していただきたい。その責任は私が取ることも職員に対し訓示いたしました。

議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、町政運営に対する私の所信といたします。

さて、この機会に、当面する町行政の諸課題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに過疎対策について申し上げます。

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本町は過疎地域の指定から除外されました。過疎地域からの卒業団体に対する経過措置につきましても、期間の延長及び過疎対策事業債、国庫補助金等の措置が継続されることから、これらの財源を有効に活用してまいりたいと考えております。

しかしながら、人口減少対策、子育て支援策、生活基盤の整備等、新過疎法施行後も本町の取り組むべき課題は、変わらず山積しております。これらの現実を受け止めながらも、過疎対策を強化し、地域振興に向けた自治体経営に引き続き取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。

本町におきましては、町内の六つの医療機関の協力を得て5月6日よりワクチン接種を始めてまいりました。65歳以上の町民の方々へも既に接種券を発送しており、6月15日時点で、65歳以上高齢者の27.1%が2回目の接種を終えております。今後は65歳未満の町民の方々へ年齢階層順に接種券を発送し、障がいや基礎疾患をお持ちの方を優先に接種を進めてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、昨年度に引き続き早期措置が必要と判定された長井橋の橋梁補修工事を進めていくとともに、中新橋ほか11橋の道路橋梁定期点検及びステーションばんげ南公園線跨線橋の橋梁補修設計を進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下羽林線の整備に向けて1戸2棟の家屋移転を進めていくとともに、都市計画道路坂下喜多方線の整備に向けて3戸7棟の家屋移転を進めてまいります。

次に、既存町営住宅の長寿命化対策につきましては、町営古町川尻団地給水管等改修工事として、1号棟の改修工事を進めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

坂下中央処理区につきましては茶屋町・柳町・橋本・本町・緑町・新富町の地区内、坂下西処理区につきましては新町地内、坂下東処理区につきましては古坂下地内の管渠埋設工事を順次着手してまいります。また、舗装復旧工事も併せて行ってまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

下水道管渠埋設工事に伴う配水管布設替工事については、下水道管渠埋設工事に併せ

て着手し、国道改良工事に伴う配水管布設工事、及び勝方地内の県道改良工事に伴う配水管布設替工事については、国県道の施工に合せて着手し、それぞれの工事を進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

本町の基幹産業である農業において、現在進めております「需要に応じた米生産」につきましても、人口減少等による国内需要の減退が続く中で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食産業を中心とした需要低下の影響も重なったことにより民間在庫量が増加し、令和2年産米の契約数量、販売数量、取引価格において前年産米を下回っている状況にあり、さらには令和3年産の主食用米への影響が懸念されるところであります。

このような状況を踏まえ、本町におきましては米作りにこだわり、農家所得の確保を最優先課題として、政府備蓄米や国、県の交付金により確実な収入が見込まれる飼料用米への転換を大きな柱に、米生産による需給調整を推進してまいりました。今後も、省力化や生産コスト縮減につながる取り組みを推進するとともに、経営所得安定対策制度等を活用し、土地利用型作物や収益性の高い園芸作物の導入による農家所得の確保につなげてまいります。

また、度重なる国の緊急事態宣言により、切り花や和牛等、米以外の農産物においても首都圏市場を中心に、価格相場や取引量に影響が広がっていることから、今後も市場動向等を注視しながら、国、県の支援策等とともに、町としましても必要な支援策を検討してまいります。

次に、4月11日及び27日に発生しました降霜被害につきましては、4月16日と19日及び5月6日に被害調査を行い、柿とオウトウの一部において被害を確認したところであり、今後、県の緊急対策事業を活用した支援等に取り組むとともに、現時点で被害には至っていないと判断されましたリンゴ、桃において、収穫時期まで生育状況を注視してまいります。

次に、農村環境整備事業につきましては、令和2年7月28日から29日に発生した大雨により法面が崩落した、船窪区、白子沢ため池について、令和3年2月に工事着工いたしましたが、積雪等により現場条件が悪いことから繰越事業としたところであり、年内完了に向けて現在工事を進めているところであります。

次に、商工業及び観光行政について申し上げます。

まず商工業行政においては、5月15日に福島県独自の非常事態宣言が発出され、5月31日まで全県下において不要不急の外出自粛や飲食業の時短営業等が要請されました。本町においてもこの要請に従い、町内飲食業者を巡回し、時短営業への協力の啓発活動を実施しました。

また、この営業自粛要請による補償として福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等の申請受付が6月1日より開始され、町内の飲食業者の申請手続きの支援を実施しております。

さらに、町独自の事業者支援として、空気清浄器やサーモグラフィーの購入補助や信

用保証料の補助を前年度に引き続き実施するとともに、店舗の面積・収容人数に応じた感染拡大防止協力金や小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金などの新たな支援策を展開しております。

次に観光行政においては、コロナ禍の中、集客イベント等の積極的な実施は困難な状況にあり、4月より実施されている東北ディスティネーションキャンペーンに合わせ実施予定であったウォーキングイベントは2回の中止を余儀なくされております。

また、7月7日に予定されている栗村神社例大祭「御田植祭」においては、過日開催された実行委員会において、祭りの規模を縮小し、神事と無観客での早乙女踊りのみの実施とすることが決定されております。

このような状況ではございますが、インスタグラムやフェイスブックを通じて本町の魅力を発信することでアフターコロナを見据えた誘客の取り組みを実施しており、今後もSNSを情報発信の有力なツールと位置付け、取り組みを継続してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、県独自の非常事態宣言は5月31日をもって解除となりましたが、会津地域の感染状況により6月7日まで集中対策が延長されました。

6月8日以降の解除後は、国の学校における衛生管理マニュアルに基づき、今までと同様、各家庭のご協力をいただきながら、感染及び拡大のリスクを可能なかぎり低減したうえで教育活動を継続してまいりました。

GIGAスクール構想に基づく、教育ICT環境の整備につきましては、学校内ネットワーク工事等については整備完了し、タブレットドリルや動画など、授業における利活用のための環境が順次整っております。

文化財関係では、4月に埋蔵文化財センターに関する活動を通して、地域文化の向上に寄与し、歴史・文化への教養を深め、会員相互の親睦を図ることを目的とした任意団体「会津坂下町埋蔵文化財センター友の会」が設立されました。講演会や研修会、センターでのガイド活動等により、埋蔵文化財センター活用事業を推進してまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活支援を目的として国が支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」は、児童扶養手当受給世帯や住民税均等割が非課税である世帯及び家計が急変した世帯に児童1人当たり5万円を支給するものです。

町では、県が主体となり5月に実施した低所得のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する支援を実施するため今回の補正予算に1,420万9千円を計上いたしました。支援が必要な方へ7月中に支給が開始できるよう準備を進めてまいります。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが予想されますが、子育て世帯への支援とともに、感染防止対策を徹底し、子どもたちが安全に活動できるよう努めてまいります。

次に、令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ 2 億 6,719 万 2 千円を追加し、76 億 7,388 万 8 千円とするものがあります。

歳入の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金 1,430 万 3 千円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1,280 万 2 千円の増、町内企業からの寄附金 1,000 万円の増、コミュニティ助成事業の採択による補助金 410 万円の増、令和 2 年度決算見込みによる繰越金 2 億 3,000 万円の増などを計上しました。

歳出の主なものは、低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給事業で 1,420 万 9 千円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 1,280 万 3 千円の増、各地区要望でもある町道の整備等の対応分で、1,140 万円の増、コミュニティ助成事業を活用した本名区太鼓購入で 170 万円、緑町太鼓台修繕で 240 万円の増、財政調整基金及び行政センター建設準備基金への積立て、繰り替え運用していた会津西部斎苑運営基金への返還で 1 億 8,234 万 1 千円の増、また、4 月の人事異動に伴う職員人件費で、特別会計への繰出分も含めた全体で、205 万 5 千円の減を計上いたしました。

次に、特別会計予算につきまして、特に国民健康保険事業について申し上げます。

まず、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入に相当の減少がある世帯に対し、国民健康保険税の減免を実施しました。また、コロナ禍がまだまだ続いている状況でありますので、国民健康保険税の減免や傷病手当金の支給など、今後も国県や近隣市町村の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施してまいります。

次に、令和 3 年度の国民健康保険税の本算定につきましては、県が示す国保標準保険料率を参考に、医療費の動向を勘案しながら保険給付費を算定し、県への国保事業費納付金の補正と併せて保険税率の再算定を行いました。前年度比で 3.35%の増加となりました結果を、6 月 2 日開催の国民健康保険運営協議会へ諮問し、原案のとおり答申をいただいたところです。

本町の国民健康保険は、被保険者及び加入世帯は年々減少傾向ではありますが、1 人当たりの医療費が年々増加傾向となっており、国保財政は依然として厳しい状況です。今後も国民健康保険事業の安定経営に向けた努力をしてまいります。

なお、その他の特別会計補正予算につきましては、主に職員の人事異動に伴う人件費にかかるものであります。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりですが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 12 分）

再開を 11 時 25 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 25 分）

◎議案第 39 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 6、議案第 39 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 39 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
会津坂下町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第
423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 福島県河沼郡会津坂下町 [REDACTED]

氏 名 武藤和伊（昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生）

任 期 令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 3 年 6 月 24 日提出

会津坂下町長 古 川 庄 平

経 歴 書

本 籍 [REDACTED]

現 住 所 福島県河沼郡会津坂下町 [REDACTED]

武 藤 和 伊

昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

学 歴

[REDACTED]

職 歴 等

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



賞 罰
な し

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

議案第 39 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員としてお務めをいただいております 林出豊信氏につきましては、この度、令和 3 年 6 月 30 日をもって任期満了となります。

林出氏は、平成 30 年 7 月 1 日に固定資産評価審査委員会委員として選任されて以来、会津坂下町の行政進展のためご尽力をいただきました。そのご功績に対し、心から感謝申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、武藤和伊氏をご推薦申し上げます。武藤和伊氏は 経歴はもとより人格・識見も立派であり、わが町の固定資産評価審査委員会委員として大変ふさわしい方ですので、町政進展のためご尽力賜りますようご推薦を申し上げる次第であります。

なお、任期につきましては、令和 3 年 7 月 1 日から 3 年間であります。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 39 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。
よって、議案第 39 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、これに同意されました。

◎議案第 40 号の上程・説明

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、議案第 40 号「専決処分の報告及びその承認について専決第 4 号会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 40 号 専決処分の報告及びその承認について
地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。
専決第 4 号 会津坂下町税条例等の一部を改正する条例
令和 3 年 6 月 24 日提出

会津坂下町長 古 川 庄 平

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎総務課長（板橋正良君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋総務課長。

◎総務課長（板橋正良君）

おはようございます。

議案第40号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に、次のとおり、専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいというものであります。

専決第4号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

第1条と第2条により、条建てによる、改正となります。

主な、改正点といたしましては、「個人町民税に係る、扶養親族申告書及び退職所得申告書の改正、並びに、環境性能割の税率の改正など」であります。

まず、条建てによります、第1条の改正について、ご説明申し上げます。詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいというふうに思います。右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が「改正後」でありまして、下線部分が、改正箇所であります。

1ページをお開き願いたいと思います。

第36条の3の2第4項及び第36条の3の3第4項の改正は、地方税法の改正に伴い、改正するもので、税務関係書類の電子化推進の観点から、給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族申告書等の電子提出での要件であった税務署長の承認を不要とする措置が講じられたため、整備するものであります。

次に、第53条の8及び2ページ目になります。第53条の9の改正につきましては、退職所得申告書の定義に係る規定の整備と、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を不要とする措置が講じられたことから整備するものであります。

次に、第81条の4の改正につきましては、環境性能割の税率の改正に伴い改正するもので、令和2年度において基準エネルギー消費効率に乗じる割合の読替規定が追加されたことに伴い整備するものであります。

次に、2ページ下段から3ページにかけてご覧いただきたいと思います。

附則第10条の2第4項から同条第18項の改正につきましては、地方税法の改正による法附則項ずれ及び項削除に伴う改正であります。

次に、附則第11条の改正につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置等の期限延長に係る地方税法の改正によるもので、年限修正に伴う改正であります。

次に、附則第11条の2第1項、及び4ページ、同条2項の改正につきましては、据置年度における価格の下落修正の特例に係る地方税法の改正による年限修正に伴う改正であります。

次に、4ページ中段から6ページにかけてご覧いただきたいと思います。

附則第 12 条第 1 項から附則第 13 条の改正は、宅地等及び農地の負担調整措置に係る地方税法の改正による年度の修正及び課税標準額の据え置き措置に伴う改正であります。

次に、附則第 15 条第 1 項及び同条第 2 項の改正につきましては、特別土地保有税の課税の特例に係る地方税法の改正による、特例期間の年限修正に伴う改正であります。

次に 7 ページ目をお開き願いたいと思います。

第 15 条の 2 及び第 15 条の 2 の 2 の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税及び賦課徴収の特例の改正に伴う改正でありまして、現在、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和 3 年 3 月 31 日までに軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を 1%分軽減しておりますが、適用期限を 9 ヶ月間延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とするものであります。

次に、7 ページ下段から 9 ページをご覧くださいと思います。

第 16 条及び第 16 条の 2 の改正につきましては、軽自動車税の種別割の税率及び賦課徴収の特例の改正に伴う改正でありまして、環境性能の高い新車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例期限につきまして、特例のうち 50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までに取得したものとするものであります。

次に、9 ページから 10 ページをご覧くださいと思います。

附則第 22 条の改正につきましては、東日本大震災に関する固定資産税の特例に係る地方税法の改正による年限の修正に伴う改正でありまして、特例の期限を延長させていただきまして、令和 8 年度までとするものであります。

次に、第 26 条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の改正に伴う改正でありまして、消費税率 10%が適用される住宅取得で、個人町民税における住宅ローン控除の控除期間を 13 年間とする特例措置を 1 年間延長し、令和 4 年 12 月 31 日までとするものとし、住宅の面積要件を緩和するというものであります。

次に 11 ページから 12 ページをご覧くださいと思います。

第 2 条の改正につきましては、会津坂下町税条例等の一部を改正する条例をさらに改正するものでありまして、地方税法等における項ずれなどに伴い関係規定を整備するものであります。

本文にもどっていただきまして、本文 5 ページ目の後段をご覧くださいというふうに思います。

附則第 1 条として、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいというものであります。

附則第 2 条につきましては、「町民税に関する経過措置」であり、6 ページの附則第 3 条につきましては、「固定資産税に関する経過措置」を標記したものであります。

7 ページをご覧くださいと思います。

附則第 4 条は、「軽自動車税に関する経過措置」でありまして、このように、地方自治

法第 179 条第 1 項の規定により令和 3 年 3 月 31 日に、専決処分をさせていただきたい
とというものでございます。

説明は以上とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 40 号「専決処分の報告及びその承認について」、専決第 4 号「会津坂
下町税条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号から議案第 47 号の上程・説明

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 41 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から
議案第 47 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 7 件を一
括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 41 号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議案第 42 号 令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 43 号 令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 44 号 令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 45 号 令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 46 号 令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 47 号 令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◎議長（水野孝一君）

これより一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 41 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

皆さん、おはようございます。

議案第 41 号「会津坂下町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

会津坂下町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例については、適正かつ安定的な国民健康保険の事業運営ができるように、町条例を改正するものであります。本算定により令和 3 年度に必要な国民健康保険税額を確定し、税率等の改正を行い、条例の整理をするものであります。

詳細については、新旧対照表により、ご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側の欄が改正前、左側の欄が改正条例案であり、下線の部分が改正箇所であります。

はじめに、医療分です。

第 3 条第 1 項中、所得割額、「100 分の 7.04」を「100 分の 6.96」に改める。

次に、第 5 条中、均等割額「24,700 円」を「25,747 円」に改める。

第 5 条の 2 中、平等割額「18,500 円」を「18,104 円」に、「9,250 円」を「9,052 円」に、「13,875 円」を「13,578 円」に、それぞれ改める。

次に、後期高齢者支援金分であります。

第 6 条中、所得割額「100 分の 2.62」を「100 分の 2.57」に改める。

2 ページになります。

第 7 条の 2 中、均等割額「8,900 円」を「9,322 円」に改める。

第 7 条の 3 第 1 号中、平等割額、「6,700 円」を「6,555 円」に、「3,350 円」を「3,278 円」に、「5,025 円」を「4,917 円」に、それぞれ改めます。

次に、介護納付金分であります。

第8条中、所得割額「100分の2.35」を「100分の3.23」に改める。

第9条の2中、均等割額「10,100円」を「14,883円」に改める。

第9条の3中、平等割額「5,300円」を「7,430円」に改めます。

次に、国民健康保険税の減額について、ご説明申し上げます。

はじめに、7割軽減分であります。

医療分については、第23条、第1号アの均等割額「17,290円」を「18,023円」に改め、3ページになります。同号イの平等割「12,950円」を「12,673円」に、「6,475円」を「6,337円」に、「9,713円」を「9,505円」に、改めます。

次に、後期高齢者支援分については、同号ウの均等割額「6,230円」を「6,526円」に、同号エの平等割額「4,690円」を「4,589円」に、「2,345円」を「2,295円」に、4ページになります。「3,518円」を「3,442円」に、改めます。

次に、介護納付金分については、同号オの均等割額「7,070円」を「10,419円」に、同号カの平等割額「3,710円」を「5,201円」に改めます。

次に、5割軽減分について申し上げます。

医療分については、同条第2号のアの均等割額「12,350円」を「12,874円」に、同号イの平等割額「9,250円」を「9,052円」に、「4,625円」を「4,526円」に、「6,938円」を「6,789円」に、それぞれ改めます。

後期高齢者支援分については、同号ウの均等割額「4,450円」を「4,661円」に、同じく、エの平等割額「3,350円」を「3,278円」に、「1,675円」を「1,639円」に、「2,513円」を「2,459円」に、改めます。

介護納付金分については、5ページになります。同号オの均等割額「5,050円」を「7,442円」に、同号カの平等割額「2,650円」を「3,715円」に改めます。

次に、2割軽減分について申し上げます。

医療分については、同条第3号アの均等割額「4,940円」を「5,150円」に、同号イの平等割額「3,700円」を「3,621円」に、「1,850円」を「1,811円」に、「2,775円」を「2,716円」に、改めます。

後期高齢者支援分については、同号ウの均等割額、「1,780円」を「1,865円」に、同号エ平等割額「1,340円」を「1,311円」に、「670円」を「656円」に、「1,005円」を「984円」に改めます。

介護納付金分については、6ページになります。同号オの均等割額、「2,020円」を「2,977円」に、同号カの平等割額「1,060円」を「1,486円」に改めます。

議案にお戻りください。

附則として、第1項は、施行期日でありまして、この条例は、令和3年4月1日から施行したいとするものであります。

次に、第2項は、この条例の経過措置であり、改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によりたいというものであります。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第42号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議案第42号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億6,719万2千円を追加し、予算の総額を76億7,388万8千円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものであります。

第2条、地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」によるものであります。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の補正、国・県補助金の確定に伴う事業費の補正、低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金の追加、地区の要望であります町道等の整備、また令和2年度繰越金を財政調整基金や行政センター建設準備基金への積立て、また繰り替え運用していた基金への返還をする補正予算であります。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正では、追加が1件、廃止が2件、変更が1件であります。追加の1件目と廃止の1件目ではありますが、橋梁整備事業について、県との協議により「緊急防災・減災事業債」から「公共事業債」に変更するものでございます。この変更により充当率が100%であったものから90%に変更になり、起債額も1,370万円から1,230万円に変更となります。

次に、廃止の2件目「通学通園安全対策事業」ですが、過疎対策事業債ソフト分の経過措置1年目の令和3年度限度額が5,000万円、国から示されたことにより調整であり、通学通園安全対策事業の1,500万円を廃止するものでございます。

次に変更の1件目ではありますが、これも過疎対策事業債ソフト分の限度額に合わせるために、学校給食センター運営事業を2,200万円とし、当初予算で措置した過疎ソフト全体6,330万円を5,000万円と同額とするものでございます。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ総括の歳入につきましては、14款国庫支出金から21款町債まで、補正前の額

74 億 669 万 6 千円、補正額 2 億 6,719 万 2 千円の増、補正後の額 76 億 7,388 万 8 千円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から 13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が 3,099 万 6 千円の増、地方債が 1,470 万円の減、その他特定財源が 1,411 万 8 千円の増、一般財源が 2 億 3,677 万 8 千円の増となります。

3 ページをご覧ください。

2 歳入につきましてご説明申し上げます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 2 万 9 千円の増は、マイナポイントの事業費補助金の確定による増を計上したものであります。2 目民生費国庫補助金補正額 1,430 万 3 千円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金のひとり親世帯分 9 万 4 千円は、ひとり親世帯に 5 万円を国から直接給付した際の町の事務費を計上したものであります。子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他世帯分）につきましても 1,420 万 9 千円は、ひとり親以外の非課税世帯及び収入激減世帯に対し 5 万円を給付する事業で、令和 3 年 4 月児童手当受給者を対象に 232 人分の給付金と事務費を計上しました。いずれも補助率は 10 分の 10 となります。3 目衛生費国庫補助金、補正額 1,280 万 2 千円の増は、新型コロナウイルスワクチンの接種を加速させるため、電話での予約方法に加えネットによる予約のシステムを構築するもので、国庫補助の追加交付を受け実施いたします。補助率は 10 分の 10 であります。5 目教育費国庫補助金、補正額 161 万 2 千円の増は、令和 3 年 4 月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の卒業団体に対する経過措置が適用され、補助率が 50%から 65%に戻ったことによるもので、文化財調査活用事業補助金 60 万 7 千円、建造物保存修理事業費補助金 100 万 5 千円を計上したものでございます。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金、補正額 146 万 1 千円の増は、電源立地地域対策交付金の交付単価が令和 3 年度から変更されたことに伴い増額するものでございます。4 目農林水産業費県補助金、補正額 231 万 8 千円の増は、中山間地域等直接支払事業費補助金で新過疎法の経過措置により補助率が国 3 分の 1、県 3 分の 1 から、国 4 分の 2、県 4 分の 1 に戻るものでございます。

4 ページをご覧ください。

15 款 3 項 1 目総務費県委託金、1 節総務管理費委託金、補正額 2 万 6 千円の増は、県民だより配布手数料の確定によるものでございます。4 節統計調査費委託金、補正額 3 千円の増は、経済センサス調査交付金の確定によるものでございます。

17 款 1 項 1 目一般寄附金、補正額 1,000 万円はマルチ建設から「教育振興」のため寄付をいただいたものであります。なお、9 月補正予算において教育環境の向上に執行してまいります。

5 ページをご覧ください。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 150 万円の増は、昨年度に佐藤電設より寄附いただき今回基金に積立した 150 万円を寄付目的の「教育振興」のため、小中学校の図書購入を目的に繰り入れをするものでございます。

19 款 1 項 1 目繰越金、補正額 2 億 3,000 万円の増は、繰越金が 3 億 7,000 万と試算されることから、当初予算との差額を計上したものでございます。繰越金として見込んだ 3 億 7,000 万円の主な内訳は、歳入では税収が 6,200 万円の増、ふるさと納税をはじめとする寄付金で 500 万円の増、諸収入で 1,800 万円の増、歳出で人件費執行残が 5,200 万円、予備費の執行残が 3,600 万円、その他執行残が 1 億 9,700 万円となったものでございます。

20 款 4 項 5 目雑入、補正額 784 万 1 千円の増は、光ケーブル移転補償金 1 万 8 千円は只見川河川改修に伴う光ケーブル移転のための調査費用の増によるものでございます。負担率は 10 分の 10 です。コミュニティ助成事業 410 万円は、本名区太鼓購入で 170 万円、緑町太鼓台修繕で 240 万円を計上しました。補助率は 10 分の 10 であります。過年度観光物産協会補助金返還金 372 万 3 千円は、令和 2 年度運営補助金が確定したことによる返還金であります。

6 ページをご覧ください。

21 款町債につきましては第 2 表の地方債の補正で説明したとおり、追加 1 件、廃止 2 件、変更 1 件で、町債総額は 5 億 4,071 万円となります。

町債の総額はアクションプランで定めた、臨時財政対策債及び特段の事情を除き、1 億 5,950 万円となり、毎年度の起債上限 2 億円以内であります。財政の健全化を早期に実現するため引き続き地方債の新規発行を抑制してまいります。

◎議長（水野孝一君）

財務課長に申し上げます。歳出のほうは午後ということをお願いしたいんですが。

昼食のため休議といたします。

（午後 0 時 03 分）

再開は午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

続きまして、7 ページをご覧ください。

3の歳出についてご説明いたします。

1款1項1目議会費補正額54万2千円の増は、人事異動に伴う人件費の増を計上いたしました。

2款1項1目一般管理費補正額574万円の増は、2節給料から4節共済費まで人事異動に伴う人件費の増及び、会計年度任用職員の決定による手当等の増を計上いたしました。

8ページをご覧ください。

12節委託料、11万円の増は個別事案に対する年間顧問契約料を計上いたしました。

9ページをご覧ください。

2目文書広報費は国庫補助金の増額による財源内訳の補正であります。4目会計管理費補正額3万5千円の減は、人事異動に伴う人件費の減を計上しました。5目財産管理費補正額1億9,384万1千円の増は、まず、財政調整基金4,150万円は昨年度末に佐藤電設より寄附いただいた150万円と今年度にマルト建設より寄附いただいた1,000万円、及び前年度繰越金のうち3,000万円の積み立てするものでございます。

次に、会津西部斎苑運営基金7,234万1千円は、平成15年度から17年度にかけて繰替運用した7,200万円に利子を加算して全額返済するものであります。

次に、行政センター建設基金8,000万円は、新庁舎の建設に向けて積み立てをするものであります。

寄附金を除いた財政調整基金の積立金3,000万円と会津西部斎苑運営基金の返済7,234万1千円、行政センター建設基金の積立金8,000万円を合わせ、1億8,234万1千円となり、令和2年度決算見込みによる純繰越金の試算額3億7,000万円の約2分の1を積み立てするものでございます。6目企画費補正額532万4千円の増は、1節報酬から3節職員手当等まで、地域づくりコーディネーターの産休による代替え職員の雇用に伴う人件費を計上しました。7節報償費、11万円の増は広報活動・災害調査にドローンを活用するため、職員向け操作講習会を実施する際の講師謝礼を計上しました。10節需用費、22万6千円の増は、新過疎法の経過措置を適用するために必要な過疎計画書の印刷経費を計上いたしました。

10ページをご覧ください。

17節備品購入費、28万5千円の増は、広報活動・災害調査に導入するドローン1台と予備バッテリー1個の購入費を計上いたしました。18節負担金補助及び交付金、一般コミュニティ助成補助金410万円は、本名区太鼓修繕で170万円、緑町太鼓台修繕で240万円を計上しました。8目電算管理費、補正額18万2千円の増は3節職員手当等は人事異動に伴う人件費であります。12節委託料1万9千円の増は県事業の只見川河川改修工事に伴う光ケーブル移転調査費用でございます。

2款2項1目税務総務費、補正額102万円の減は、人事異動に伴う人件費の減であります。

11ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額314万6千円の減は、人事異動に伴う人件費の減及び会計年度任用職員手当等の増を計上しました。

13 ページをご覧ください。

2 款 5 項 2 目総務統計、補正額 7 千円の増は、1 節報酬から 11 節役務費まで経済センサス調査交付金の確定により予算を再配分したものでございます。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 576 万 3 千円の減は、2 節給料から 3 節職員手当等まで人事異動に伴う人件費の減を計上いたしました。

14 ページをご覧ください。

27 節繰出金、347 万 7 千円の減は、国民健康保険特別会計繰出金 51 万 6 千円につきましては人事異動に伴う人件費であります。介護保険特別会計繰出金の包括的支援事業・任意事業繰出 18 万 4 千円につきましては成年後見利用支援事業の利用者増によるものでございます。職員給与費等 314 万 5 千円については人事異動に伴う減であります。

15 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費補正額 13 万円の減は、会計年度任用職員の雇用形態を変更したことに伴う人件費の減であります。4 目児童福祉施設費、補正額 52 万 3 千円の増は、人事異動に伴う人件費の減及び、会計年度任用職員の人件費の増を計上したものでございます。

16 ページをご覧ください。

5 目臨時福祉給付費、補正額 1,420 万 9 千円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（その他世帯分）で、内訳は給付金が 1,160 万円、事務費が 260 万 9 千円です。10 節需用費は事務用品に 4 万円、印刷製本費に 1 万円を計上しております。11 節役務費は郵便料に 3 万 3 千円、口座振替手数料に 2 万 6 千円を計上しました。12 節委託料はシステム改修業務に 250 万円を計上したものであります。18 節負担金補助及び交付金は子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）として 1,160 万円を 232 人に給付する予定であります。

17 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額 289 万 4 千円の増は、人事異動に伴う人件費の増及び、会計年度任用職員の人件費の減を計上しました。

18 ページをご覧ください。

3 目環境衛生費、補正額 22 万 7 千円の減は、会計年度任用職員の人件費の減を計上したものでございます。

19 ページをご覧ください。

6 款 1 項 2 目農業総務費、補正額 118 万円の増は、人事異動に伴う人件費の増を計上いたしました。3 目農業振興費、補正額 101 万 7 千円の増は農村環境改善センターの雨漏に伴う屋根修繕工事費であります。また、新過疎法の経過措置により中山間地域等直接支払事業費補助金が国県支出金 231 万 8 千円の増、一般財源 130 万 1 千円の減となります。5 目農地費、補正額 52 万 1 千円の増は、人事異動に伴う人件費を計上しました。

20 ページをご覧ください。

6 目国土調査費、補正額 4 万 5 千円の減は、人事異動に伴う人件費の減を計上いたしました。

6 款 2 項 1 目 林業振興費、12 節委託料と 18 節負担金補助及び交付金は坂本分校利活用周辺活動の予算を補助金から委託料に組み替えをしたものでございます。

21 ページをご覧ください。

7 款 1 項 1 目 商工総務費、補正額 62 万 6 千円の減は、人事異動に伴う人件費の減を計上いたしました。5 目温泉施設管理費、補正額 9 万 9 千円の増は、糸桜里の湯ばんげの変圧器 3 台の PCB 含有分析を行うため委託料を計上しました。

22 ページをご覧ください。

8 款 1 項 1 目 土木総務費、補正額 219 万 3 千円の増は、人事異動に伴う人件費を計上いたしました。

23 ページをご覧ください。

8 款 2 項 3 目 道路新設改良費、補正額 910 万円の増は、坂下南幹線ほか地区要望でもある 7 路線の町道改修工事費を計上いたしました。6 目橋りょう新設改良費は、補正額はありませんが、起債種別変更により財源の内訳が地方債 140 万円の減、一般財源 140 万円の増となったものでございます。

8 款 3 項 2 目 河川維持費、補正額 230 万円の増は、滝沢川護岸の維持修繕工事費を計上いたしました。

24 ページをご覧ください。

8 款 4 項 1 目 都市計画総務費、補正額 398 万円の増は、人事異動に伴う職員が 1 名増となったこと等に伴う人件費を計上いたしました。2 目土地区画整理費、補正額 10 万 6 千円の減は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、国庫補助金の内示が減となったことにより、事業費を減額することに伴う繰出金の減となったものでございます。4 目下水道費、補正額 191 万 4 千円の減は、下水道事業特別会計への繰出金で、人事異動に伴う繰出金の減となったものでございます。

25 ページをご覧ください。

10 款 1 項 2 目 事務局費、補正額 176 万 6 千円の減は、1 節報酬 431 万 9 千円はスクールソーシャルワーカーの決定による人件費の増でございます。2 節給料から 3 節職員手当等は、人事異動に伴う人件費の減を計上いたしました。7 節報償費 430 万 6 千円の減は、スクールソーシャルワーカーの決定による人件費であります。3 目子ども支援費、補正額 207 万 1 千円の増は、人事異動に伴う人件費及び会計年度任用職員の 1 名増に伴うものでございます。

27 ページをご覧ください。

10 款 2 項 2 目 教育振興費、補正額 120 万円の増は、佐藤電設より寄附をいただきました 150 万円と町の一般財源 30 万円を合わせ、小中学校 3 校に図書予算を配分するものうち南・東小学校分を計上したものでございます。

10 款 3 項 1 目 学校管理費、補正額 17 万 5 千円の増は、特別支援生徒が一時的にクールダウンするスペースを設置する修繕料を計上しました。2 目教育振興費、補正額 69 万 9 千円の増は、10 節需用費 6 万 5 千円はパソコン室の児童用モニタの修繕と校務支援サーバー電源バッテリー交換修繕費を計上しました。13 節使用料及び賃借料 3 万 4 千円は

中学校学習で利用するグーグルワークスペースのドメイン料と利用料を計上いたしました。

28 ページをご覧ください。

17 節備品購入費 60 万円の増は佐藤電設より寄附をいただいたもので、図書の整備予算を計上したものでございます。

10 款 4 項 1 目幼稚園費、補正額 16 万 2 千円の増は、まず、過疎対策事業債ソフト分の配分調整により、財源の内訳が地方債 1,500 万円の減、一般財源 1,516 万 2 千円の増となります。2 節給料から 3 節職員手当等は人事異動に伴う人件費の増及び、会計年度任用職員の決定による人件費の減を合わせて計上したものでございます。

29 ページをご覧ください。

10 節需用費 13 万 2 千円の増は南幼稚園空調設備の修繕工事でございます。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費、補正額 28 万 2 千円の増は、人事異動により職員 1 名減と手当等対象職員が増えたことによるものでございます。

30 ページをご覧ください。

2 目公民館費、補正額 17 万 1 千円の増は、中央公民館西側入口ドア修繕を計上したものでございます。4 目埋蔵文化財発掘調査費、補正額 19 万 4 千円は会計年度任用職員の人件費を計上いたしました。5 目指定文化財管理費、補正額 2 千円の減は、会計年度任用職員の人件費を計上したものでございます。また、新過疎法の経過措置の適用により文化財保存事業費補助金の増により、国県支出金 161 万 2 千円の増、一般財源 161 万 4 千円の減となったものでございます。

31 ページをご覧ください。

10 款 6 項 1 目保健体育総務費、補正額 393 万円の減は人事異動に伴う人件費を計上いたしました。

32 ページをご覧ください。

2 目学校給食費、補正額 416 万 4 千円の増は、人事異動に伴う人件費を計上しました。また、過疎対策事業債ソフト分の配分調整により、財源内訳が、地方債 170 万円の増、一般財源 246 万 4 千円の増となっております。

12 款 1 項公債費、1 目元金、補正額 95 万 4 千円の増は利子の軽減により元利均等払いで元金が増となったものでございます。

33 ページをご覧ください。

2 目利子、補正額 210 万 4 千円の減は平成 22 年度に借入れをしました臨時財政対策債が 10 年経過し、利率見直しを迎えたことにより利息 1%から 0.04%に変更されるものでございます。来年度は平成 23 年度に借入れた臨時財政対策債の利率が見直される予定であります。

13 款 1 項 1 目予備費、補正額 2,186 万 8 千円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は 6,432 万 4 千円となるものでございます。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 43 号及び議案第 44 号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第 43 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,361 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 360 万 9 千円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものです。

今回の補正は、前年の所得確定による国民健康保険税の本算定、及び人事異動に係る補正です。

本算定については、県提示の標準保険料率を参考としつつ、県に収める国民健康保険事業費納付金や本年度課税所得を精査し、医療、支援、介護の課税分における負担割合を改正しました。その結果、税率を、前年度より税率を若干上げる内容で、6 月 2 日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。今回の補正予算は、この答申内容を反映し、令和 3 年度の国保の運営をしてまいりたいというものです。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

1 ページをお開きください。1 の総括です。

先ず、歳入です。

1 款国民健康保険税から 7 款繰越金までの合計から 3,361 万 6 千円を減額し、歳入を 18 億 360 万 9 千円にするものです。

2 ページは歳出ですが、1 款総務費から 9 款予備費まで、歳出合計を歳入と同額の 18 億 360 万 9 千円にするものです。財源内訳は、国県支出金が 2,046 万 8 千円の減、一般財源が 1,314 万 8 千円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、令和 2 年中の所得確定と税率改正により、1 節医療給付費分現年課税分から 8 節後期高齢者支援金分現年課税特別徴収分までの合計で、当初予算より 2,320 万円減の、3 億 3,015 万 5 千円となりました。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、県からの交付決定通知により 1 節普通交付金 2,046 万 8 千円減です。

4 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 51 万 6 千円の減は、人事異動による人件費の補正分です。

7 款 1 項 1 目繰越金 1,056 万 8 千円の増は、収納率が良好だったことなどにより、繰越財源が確保されたため補正しました。

5 ページをご覧ください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 51 万 5 千円の減は、2 節給料から 4 節共済費までの人事異動による人件費の補正です。

6 ページをお開きください。

1 款 5 項 1 目収納率等特別対策事業費 1 千円の減は、人事異動による人件費の補正です。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費には、普通交付金の交付決定に伴う財源内訳の補正です。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 386 万 2 千円の増、同じく 7 ページ、2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 216 万 6 千円の増、同じく 3 項 1 目介護納付金分 619 万円の増は、県の本算定の納付額提示による補正です。

5 款 2 項 2 目疾病予防費 67 万 9 千円の減は、人事異動による人件費の補正です。

8 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目予備費は 4,463 万 9 千円の減で、2,450 万 1 千円となります。

以上、補正予算の説明となります。以上でございます。

続きまして、議案第 44 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 240 万 8 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 7,509 万 2 千円とするものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正は、人事異動による補正及び、成年後見制度利用見込み数の増による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括、歳入です。

3 款国庫支出金から 7 款繰入金までの合計から 240 万 8 千円を減額し、歳入を 23 億 7,509 万 2 千円にするものです。

2 ページは歳出です。

1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計を歳入と同額の 23 億 7,509 万 2 千円にするものです。財源内訳は、国庫支出金が 55 万 3 千円の増、一般財源が 296 万 1 千円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入です。

3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金 36 万 9 千円の増、5 款 2 項 1 目地域支援事業交付金 18 万 4 千円の増、7 款 1 項 2 目地域支援事業繰入金 18 万 4 千円の増については、歳出における、任意事業の増額に伴う、それぞれの負担割合に基づく増額であります。

7 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金 314 万 5 千円の減は、人事異動に係る人件費減額分です。

4 ページをご覧ください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 314 万 5 千円の減は、2 節給料から 4 節共済費まで、人事異動によるものです。

5 ページをご覧ください。

3 款 3 項 4 目任意事業費 96 万円の増は、成年後見制度の利用の増が見込まれることによるものです。

6 款 1 項 1 目予備費は、22 万 3 千円の減で 7, 121 万 2 千円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 45 号から議案第 47 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第 45 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 191 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,069 万円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、職員の人事異動によります人件費を計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第 1 表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。

1 総括、歳入であります。

5 款繰入金であります、補正額が 191 万 4 千円の減となり、補正後の歳入合計は 5 億 4,069 万円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款下水道事業費でありまして、補正額が 191 万 4 千円の減となり、補正後の歳出合計は 5 億 4,069 万円であります。

3 ページをお開きください。歳入であります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 191 万 4 千円減額したいというものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 3 項 1 目建設費は 191 万 4 千円の減であります。

2 節給料から 4 節共済費まで、人事異動に伴う人件費の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 46 号「令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 359 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,920 万 1 千円としたいというものであります。

次に第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

次に第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う補助対象事業費の減分を計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。「第 2 表地方債補正」であります。

地方道路等整備事業債につきましては、事業費の減に伴い 160 万円を減額したいというものであります。なお、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては変更ございません。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。

1 総括であります。歳入につきましては、1 款国庫支出金から 6 款町債まで、359 万 1 千円の減であります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款事業費 359 万 1 千円の減額補正であり、財源内訳につきましては、国庫支出金が 188 万 5 千円の減、地方債が 160 万円の減、一般財源が 10 万 6 千円の減となります。

3 ページをお開きください。

2 歳入であります。1 款 1 項 1 目土木費国庫補助金 188 万 5 千円の減は、補助対象事業費の減により減額するものであります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 10 万 6 千円減額したいというものであります。

6 款 1 項 1 目土木債 160 万円の減は、起債対象事業費の減により減額するものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費を 359 万 1 千円減額したいというものであります。この内訳としまして、12 節委託料 1,487 万 1 千円の減は、都市計画道路坂下羽林線築造に係る建物等調査算定業務委託費の減によるものであります。14 節工事請負費 451 万 5 千円の減は、区画道路築造工事費の減によるものであります。21 節補償補填及び賠償金 1,579 万 5 千円の増は、補償費見込み額の増によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 47 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条、令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款水道事業費用では、既決予定額 4 億 7,410 万 7 千円に 54 万 9 千円を増額し、4 億 7,465 万 6 千円にしたいというものであります。

第 3 条、予算第 7 条に定めた職員給与費の既決予定額 3,124 万 3 千円に 55 万 1 千円を増額し、3,179 万 4 千円に改めるものであります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費を計上したものであります。

1 ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、4 ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2 ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の 4,610 万 6,441 円に 43 万 3 千円増額し 4,653 万 9,441 円となり、資金期末残高は 6 億 6,857 万 3,035 円となります。

次に 3 ページにつきましては、予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4 ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出 1 款 1 項 4 目総係費 55 万 1 千円の増は、人事異動に伴う人件費を計上したものです。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税 2 千円の減は、人件費の通勤手当の増に伴う納付額の減によるものであります。

5 ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入 5 億 2,265 万 6 千円、収益的支出 4 億 7,465 万 6 千円、税込当期純利益 4,800 万円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,692 万 4 千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 5 千円を差し引き、税抜当期純利益 3,107 万 1 千円となるところであります。

補てん財源の明細は 5 ページ下段補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第9、「請願の各常任委員会付託」を議題といたします。

本定例会において、去る6月17日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

請願番号第3号、受理年月日、令和3年6月10日、件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。請願者住所氏名、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合中央執行委員長、國分俊樹。河沼郡会津坂下町字惣六2-4、福島県教職員組合両沼支部支部長、横田恵一。紹介議員、渡部正司、横山智代。

請願番号第4号、受理年月日、令和3年6月17日、件名、トリチウムなどの放射性核種を含むALPS（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願について、請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1,170-1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子。紹介議員、小畑博司、蓮沼文明。

◎議長（水野孝一君）

はじめに請願第3号について、紹介議員の説明を求めます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

渡部正司でございます。請願第3号の紹介議員を代表しまして、請願の趣旨を説明させていただきます。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求めることについて。

東日本大震災から10年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われております。令和3年度におきましても被災児童生徒就

学支援等事業として計上され予算化がされております。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されております。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しております。

今日においても、福島県内では多くの子どもたちが県内外で避難生活を余儀なくされております。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いており、事業に係る予算措置は単年度のために、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体の負担となることも危惧されます。引き続き被災者に寄り添う、「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要であります。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、行き届いた支援が保障されますよう、次の事項について要請をいたします。

つきましては、次のとおり、令和4年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することを請願をいたします。

請願事項。

一つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和4年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出していただきたい。

単年度決定で毎年行われておりますが、今年度についても、また来年度につきましても、同様な支援事業が行われますよう、議員皆様の真摯なる審議をお願いし、採択を希望いたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

次に、請願第4号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7番（小畑博司君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、小畑博司君。

◎7番（小畑博司君）

7番、小畑博司でございます。請願第4号につきまして、紹介議員を代表いたしまして趣旨の説明をさせていただきます。

お手元でございますとおり、昨年に引き継ぎまして、トリチウムなどの放射性核種を含むALPS（多核種除去装置）処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願についてでございます。

4月13日、政府は関係閣僚会議を開催し、トリチウムなどの放射性核種を含むALP

S処理水の海洋放出を決定いたしました。2015年、政府と東京電力は「関係者の理解なしには処理水のいかなる処分も行わない」と、漁業関係者と約束をしているにもかかわらず、この度の、政府方針は、それを反故にするものであります。

今年の4月から、漁業の本格操業の準備に入った中での海洋放出決定は、10年にも及ぶ漁業者の、本格操業に向けた努力が水の泡となり、漁業をはじめ、農林業などあらゆる産業及び地域への影響ははかり知れなく、被害は甚大なものになる事は明らかであります。

このことを受けまして、昨日、改めて全漁連におきましては、この海洋放出の方針決定について、反対の決議を行ったところであります。皆様ご承知のとおりでございます。

また県内では、59市町村のうち42の自治体において、国への意見書を提出し7割を超える市町村議会で、反対や慎重の意見が採択されております。当町の議会におきましても昨年6月議会に提出いたしました「福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力第一原発敷地内に保管されている処理水の海洋放出に反対する請願」が議員皆様のご理解の元に採択をいただき関係機関に意見書の提出をいただいております。

政府の海洋放出決定後、地方紙の県民世論調査でも、政府方針通りの支持はわずか18%で、海洋放出反対・丁寧な説明と理解を求める意見が75%と多数を占めていました。県内の各市町村議会は、もうすでに終盤に入っており、各議会で、この改めて海洋放出反対の請願が決定をされているようでございます。

また、「薄めれば大丈夫」と言われても、東京電力のこの間の不祥事や隠蔽体質に多くの批判があり、不信が高まっているのも事実であります。今、政府がやるべきことは、海洋放出ありきの結論でなく、陸上保管やトリチウム除去の分離技術も含めた、あらゆる処分方法を検討することにあります。

福島県や日本だけの問題ではないことを真に自覚し、次世代へ大きな負荷を残すことにつながるALPS処理水の海洋放出決定を撤回し、すべての産業において真の復興が着実に進展するよう、陸上保管の継続することを強く求めるものであります。

つきましては、トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求めることに、皆様、全会一致での決議をお願いいたしますとともに、地方自治法第99号の規定により関係機関に対し、下記事項について意見書の提出をいただきますようお願いいたします。

記として。

1、政府関係閣僚会議で決定された、ALPS(多核種除去装置)処理水の海洋放出基本方針を撤回すること。

2、漁業関係者との約束を反故にしたことに対して、謝罪し約束を履行すること。

以上でございます。

どうぞ議員皆様のご理解のもと、全会一致で採択していただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

これらの請願はお手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月25日から27日までは、休会であります。

6月28日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。

一般質問は、6月17日の正午に通告を締め切っており、議員8名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞様でした。（散会 午後1時46分）

ただちに、議会改革特別委員会を大会議室、行財政改革検討特別委員会を中会議室において開催いたしますので、ご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 6 月 24 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員